

論壇



前田 功 氏

学校は繰り返した。

私は九三年一月、生徒たちが書いた作文の非開示処分を取り消しを求める訴訟を提起した。ただ、この裁判は学校の情報の一部である作文の開示・非開示についてしか判断を求めていないという限界があった。

このため、さらに九五年二月、「学校の調査・報告義務を問う訴

もとの関係においてのみ学校と関係がある、子どもが亡くなった時点で親と学校の関係は切れると主張し続けた。まるで「死んでしまえばおしまい」といわんばかりである。私が裁判を起した目的は、責任追及にあるのではない。悩み苦しみ自死を選ばざるをえなかった娘の気持ちをしめてもらってやりたい。

この種の事件は数多い。なのに、こういう場合の親と学校の関係、親の知る権利と学校の説明責任について明記した法律がないのである。

教育基本法は、学校教育の理想をうたっているが、教育における親の位置づけには触れていない。学校教育法以下いくつかの教育に関する法律も、それらは学校や教育行政の権限と管理に関するものであって、親や子どもと学校の権利義務関係として構成されていない。

学校のわが子の教育の第一次責任者たる親から教育を負託されているわけであり、その基礎には相互の信頼がなければならない。しかし、現実には不信が渦巻くことも多い。この不信を解くカギは情報の共有であり、学校が情報を親に開示して説明責任を果たすことにある。

親の知る権利と学校の説明責任

わが子に突然自殺された原因がわからない親が、「学校で何があったのかを教えてください」と思うのは当然のことである。ところが、この「当然のこと」がなかなか実現できないのが今の日本の現実である。

一九九一年九月、私の娘は自殺した。東京都町田市の中学二年生だった。当初、原因に思い当たるところがなかった。学校は「いじめはなかった」とマスコミに発表する一方で、全校生徒に娘の死を伝えた後、作文を書かせていた。やがて私たち遺族にも、いじめを苦しめていたらしいことがわかってきた。

入手した情報を学校に伝え、調査

公開条例や個人情報保護条例を使って学校の中のことを探したが、わが子のことを、こういった制度を使わなければ知ることができないということ自体、異常なことである。

学校の壁は厚かった。それでも漏れてくる情報を組み合わせて、 उसे指摘すると、言い逃れのできない事柄だけを訂正するという対応を、

訴訟を起した。子どもが学校生活に関連して死に至った可能性がある場合、学校は親と情報交換を行うという調査し、その内容や明らかにした事実を親に報告する義務があると

いうことを求めた裁判である。しかし、学校・教育委員会は、この親の求めに対し、応ずべき法規定がないとして争い、また、親は子ど

そのために学校で何があったかを知りたい、ただそれだけである。形の上では義務違反による損害賠償を求めたが、もともと損害賠償にこだわりはなかった。

作文開示訴訟では東京高裁が九九年八月、開示を認めなかった一審判決を支持し、私の控訴を棄却した。しかし、学校の調査・報告義務を問

学校はわが子の教育の第一次責任者たる親から教育を負託されているわけであり、その基礎には相互の信頼がなければならない。しかし、現実には不信が渦巻くことも多い。こ

親の知る権利、学校の説明責任を明記した法律の制定が急がれるべきである。

保険会社員、東京都町田市在住
川 投稿

主張・解説